

Title	ドイツにおける裁判テレビ中継と裁判の公開：二〇一七年の裁判所構成法改正を手がかりに
Sub Title	Medienöffentlichkeit im deutschen Gericht
Author	鈴木, 秀美(Suzuki, Hidemi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2018
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.91, No.1 (2018. 1) ,p.71- 95
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	大沢秀介教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20180128-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ドイツにおける裁判テレビ中継と裁判の公開

——二〇一七年の裁判所構成法改正を手がかりに——

鈴木 秀 美

- 一 はじめに
- 二 開廷前・休廷中・閉廷後の法廷テレビカメラ取材
- 三 開廷中の法廷テレビカメラ取材
- 四 二〇一七年のGVG改正
- 五 おわりに

一 はじめに

テレビが普及しはじめて以来、公開されている法廷の様子のテレビ中継については、各国でさまざまに議論されてきた。現在では、アメリカの州裁判所のように、開廷中の法廷の様子がテレビ中継されるところもある。これに対し、日本では法廷におけるテレビカメラによる取材が厳しく制限されている。ドイツの場合、裁判所構

成法 (Gerichtsverfassungsgesetz、以下では「GVG」と略記) 一九九条一文が「裁判所における審理は、判決及び決定の言渡しを含めて公開される」⁽¹⁾と定めているが、それに続く同条二文によって、テレビ放送等その内容の公表を目的とする法廷における録音・録画は禁止されている。GVG 一九九条二文は、テレビの普及を背景として一九六四年に導入された。ただし、この規定によるテレビカメラ取材の禁止は開廷中の法廷に限定的に妥当すると解釈されているため、開廷前・休廷中・閉廷後の法廷テレビカメラ取材を認めるか否かはGVG 一七六条に基づき裁判長の法廷警察権に委ねられ、その行使のあり方については、憲法判例が確立されている。それによると、裁判長は、制限に対する十分な理由がない限り、開廷前・休廷中・閉廷後の法廷テレビカメラ取材を認めなければならない。刑事事件の場合にも、被告人の容貌にモザイク処理がなされることが多いとはいえ、被告人の入廷・退廷や休廷中の様子がテレビで報道されている。事件によつては法廷の秩序維持を理由として、裁判長が開廷前・休廷中・閉廷後の法廷テレビカメラ取材を制限しようとすることがあるが、そのような場合にも、テレビ局が連邦憲法裁判所に取材を認めるよう仮命令を求めると、制限のための十分な理由がない限り、仮命令によつて法廷テレビカメラ取材が認められる。

このように、審理されていない法廷でテレビカメラ取材が可能であるということや、一九九〇年代、連邦憲法裁判所に限り例外的に「口頭弁論における関係者の在廷確認まで」及び「判決主文言渡し」の時間帯には、開廷中の法廷テレビカメラ取材が認められるようになったということがあるが、GVG 一九九条二文による法廷テレビカメラ取材禁止の合憲性が連邦憲法裁判所で争われることになった。同裁判所の二〇〇一年一月二四日の判決は、GVG 一九九条二文による開廷中の法廷テレビカメラ取材の禁止を合憲と判断した。法治国原理と民主制原理が要求する「裁判の公開」の原則を法律によつてどのように決めるかは、立法者の裁量に委ねられていると判示された。そこで、この判決の後、開廷中の法廷テレビカメラ取材の禁止について、法改正により一定の例外が認め

られるべきではないかという議論が続いた。とりわけ、判決が言い渡される法廷でのテレビカメラ取材については、結論が出ている以上、それをテレビで中継しても、裁判の公正がそこなわれることはないと言指摘されてきた。このような議論の蓄積を背景として、二〇一七年、GVG一六九条が改正され、①法廷の音声を裁判所内の記者室に中継すること、②ドイツにとって重要な現代史的意義のある手続の場合、学問的・歴史的・目的のために審理を録音すること、③連邦通常裁判所及びそれと同じレベルの連邦行政裁判所、連邦労働裁判所、連邦社会裁判所、連邦財政裁判所において、特別な事件に限るとはいえ、判決の言渡しを放送等の公表のため録音・録画することが可能になった。ただし、緩和された三つの可能性を認めるか否かは、裁判所の判断に委ねられている。こうした改正に対応するため、連邦憲法裁判所法も改正された。

本稿では、二〇一七年の改正に至る、裁判テレビ中継をめぐるドイツの議論を概観したうえで、GVG一六九条がどのように改正されたのかを明らかにしてみたい。なお、二〇一七年のGVG改正には障害者ための改正も含まれているが、本稿では、紙幅の関係もあり、上記①から③の法改正に限定して解説する。

二 開廷前・休廷中・閉廷後の法廷テレビカメラ取材

1 連邦憲法裁判所第一法廷の一九九四年決定

連邦憲法裁判所は、一九九四年七月一日の決定（以下では、「一九九四年決定」）により、GVG一六九条二文が法廷テレビカメラ取材を禁止していない開廷前・休廷中・閉廷後について、刑事裁判所が全面的に取材を禁止したことを違憲と判断した。一九九〇年のドイツ統一後、旧東ドイツの最高政治指導者だったホーネッカーをはじめとする六人の政治家について、旧西ドイツへ逃亡しようとした旧東ドイツ市民を射殺しよう命じたことの

刑事責任が問われた。「ホーネッカー事件」と呼ばれているこの刑事事件では、ホーネッカーが高齢で、病気（肝臓癌）であることを理由に、刑事責任を問うことができるか否かに大きな注目が集まっていた。ベルリン地裁第二七刑事部の裁判長は、混乱を避けたいという理由から法廷テレビカメラ取材を全面的に禁止した。これに対し、テレビ局が連邦憲法裁判所に仮命令の申立てをしたところ、同裁判所は、一九九二年十一月、仮命令⁽⁴⁾によって開廷前と閉廷後の法廷で、とりわけ開廷前には被告人が在廷している状態で、いわゆるプール方式（代表取材）による撮影を認めるようベルリン地裁に命じた⁽⁵⁾。

日本では、表現の自由（憲法二一条）に報道機関の取材・報道の自由が含まれると解釈されているが、ドイツでは、意見表明の自由（基本法五一条一項一文）と並んで、取材から放送に至る放送事業者の自由な活動や、放送が果たす意見形成機能を保護する基本権として放送の自由（基本法五一条二文）が憲法によって保障されている、と解釈されている。この事件では、法廷テレビカメラ取材を禁止された複数のテレビ局が、この禁止が放送の自由の過剰な制限で違憲であると主張して憲法異議を申し立てた。一九九四年、連邦憲法裁判所は、本案について決定を下した⁽⁶⁾。この決定は、ベルリン地裁の裁判長が開廷されていない法廷において放送による報道のための取材活動を禁止したことが放送の自由の制限であり、制限目的との関係で、裁判長がとった全面禁止という手段が比例性を欠いているとして当該制限を違憲とした。

連邦憲法裁判所は、基本権制限の合憲性判断にあたって、比例原則を用いて、まず制限の目的を確認し、①目的に対する手段の適合性、②当該手段の必要性、③当該手段がかかわる法益の狭義の比例性、つまり制約によって得られる利益と失われる利益のバランスを要求する（比例原則）。ホーネッカー事件の公判に際して、開廷していない法廷のテレビカメラ取材の全面禁止は、次のように判断された。刑事裁判所の裁判長は、公正な裁判の実現（円滑な審理の進行、裁判官が外部から影響されずに判決を発見すること、訴訟関係者がそれに貢献すること）及

び被告人の人格権保護に配慮しなければならない。ホーネッカー事件で問題になっているのは、開廷していない時間帯のテレビカメラ取材なので、問題になるのは、円滑な審理の進行と被告人の人格権保護である。この事件の取材禁止を比例原則により審査すると、全面禁止という手段は、その問題を解決するために、①適合していたが、②目的達成のために必要ではなかった。なぜなら、プール方式（代表取材）によっても目的は達成できたからである。そして、③歴史的意義のある刑事裁判の様子を映像により国民に知らせる利益と、テレビカメラ取材によって法廷の秩序維持や被告人の権利にとって生ずるおそれのある弊害を比較衡量すれば、国民に知らせる利益が優先されるべきであった。ホーネッカー事件は、ドイツの戦後の歴史にかかわる、まさに重大事件であった。また、被告人らは旧東ドイツの政治家であり、人格権を保護する必要も低かった。このため、連邦憲法裁判所のこの決定が、重大事件にのみ妥当するのか、それともより広い射程をもつのかという点に関心が集まった。

2 連邦憲法裁判所第一法廷の二〇〇七年決定

その後の憲法判例の展開によって、①重大事件に限らず、開廷前・休廷中・閉廷後の法廷テレビカメラ取材に対する制限は、テレビ局の放送の自由に対する制限であり、その制限が合憲となるためには比例原則に適合している必要がある、②裁判長がそれを禁止又は制限する命令を下す場合には、すべての重要な考慮要素を考慮に入れたうえでの措置であることをテレビ局側に認識させるため、その根拠を明らかにしなければならないという判例が確立されている。なお、憲法判例によれば、③刑事事件の場合には、裁判長が法廷テレビカメラ取材を許す際、原則として被告人の容貌をモザイク処理等で隠すことを条件とする必要がある、とされている。

このような判例を確立したのが、ミュンスター地裁の「連邦国防軍初年兵虐待事件」における法廷テレビカメラ取材の制限を違憲とした二〇〇七年二月一九日の連邦憲法裁判所第一法廷決定（以下では、「二〇〇七年決

定」である。⁽⁷⁾この事件では、裁判長が、同年二月九日、今後開始される予定の公判において、開廷前二〇分間のテレビカメラ取材を禁止することを報道機関に通知した。この禁止によって、テレビ局は裁判官の入廷の様子を撮影することが不可能になる。そこで、テレビ局が、プール方式の採用や、裁判官、被告人、弁護人の容貌をアップで撮影しないなどの条件を提示して、裁判長に制限の見直しを要求した。しかし、裁判長は二月二一日に次のような命令を下した。「法廷及びその前の閉鎖可能なロビーにおける録音、写真撮影、録画が許されるのは、開廷一五分前まで及び閉廷してから一〇分後以降とする。この時間帯以外の法廷及びその前の閉鎖可能なロビーにおける録音、写真撮影、録画は許されない」。その理由として、裁判長は、十八名の被告人が出廷するため、その弁護人も含めると法廷が手狭になることに加えて、法廷の様子が放送されることにより、職業裁判官ではない参審員が世論により誘導される危険があることもあげていた。

テレビ局は、三月六日、連邦憲法裁判所に憲法異議を申し立てるとともに、開廷されていない法廷における訴訟関係者のテレビカメラ取材を可能にする仮命令の発給を求めた。連邦憲法裁判所第一法廷第一部会は、三月一日、仮命令⁽⁸⁾によって、連邦国防軍初年兵虐待事件の裁判長に対し、開廷前と閉廷後について、裁判官、参審員、検察官だけでなく被告人も撮影可能な時間帯を法廷テレビカメラ取材のために確保するよう命じた。ただし、被告人については、本人の同意がない限りモザイク処理等により容貌を隠す必要があるとした。同裁判長は、この決定の翌日、仮命令に従って法廷テレビカメラ取材に関する命令の内容を変更した。

二〇〇七年決定⁽⁹⁾は、この事件の本案についてのものであり、法廷テレビカメラ取材を制限した裁判長の命令は、放送の自由の過剰な制限であるという理由で違憲と判断された。この決定によれば、開廷前・休廷中・閉廷後の法廷テレビカメラ取材は、裁判長の法廷警察権に基づく裁量判断に委ねられているが、裁判長は、法廷警察権を行使するにあたって、裁判についての報道の意義と、それと対立する利益を比較衡量しなければならず、比例原

則を遵守しなければならない。「音声と動画による撮影を利用して報道する利益が、裁量判断において考慮されるべき他の利益に優位する場合には、裁判長はそのような撮影の可能性を設けることを義務づけられている」。公判当日の法廷内の様子について、取材に対する制限を命じる場合、比例原則のうちとくに必要性の原則を考慮する必要がある。被告人の人格権保護については、モザイク処理等により容貌を隠すことを条件とすれば、法廷テレビカメラ取材そのものを禁止する必要はない、というのである。

二〇〇七年決定は、さらに、「審理の直前・直後または休廷中の録音と録画が放送の自由に含まれているため、そのような撮影を禁止し、または制限する命令は、実体的基本権保護の実効性のために、裁判長が、その判断の根拠となる理由を明らかにし、それによって当事者にすべての重要な状況を衡量に取り込んだことを認識させることを必要とする」ということも明らかにした。

3 二〇〇八年以降の連邦憲法裁判所第一法廷の部会決定

二〇〇七年決定によって、開廷前・休廷中・閉廷後の法廷テレビカメラ取材についての連邦憲法裁判所の判例が確立された。このため、その後、開廷前・休廷中・閉廷後の法廷テレビカメラ取材が制限されると、テレビ局は、連邦憲法裁判所に憲法異議とともに、取材を制限する裁判長の命令を覆すための仮命令の発給を求める。また、新聞社が、開廷前・休廷中・閉廷後の法廷における写真撮影の制限を、同様に連邦憲法裁判所で争うことがある。その場合、連邦憲法裁判所では、八人の裁判官で構成される法廷ではなく、三人の裁判官で構成される部会⁽¹⁰⁾によって決定が下される。

例えば、二〇〇八年一月二七日の「丸太事件」⁽¹¹⁾決定では、開廷前・休廷中・閉廷後の法廷テレビカメラ取材について、放送する際に被告人の容貌をモザイク処理等により隠すという条件が付されたことの合憲性が争われ

た。プール方式で法廷テレビカメラ取材を担当することになった民間テレビ局は、本件では被告人の容貌を隠す必要はないと主張し、容貌を隠さずに放送することを認める仮命令の発給を求めた。しかし、連邦憲法裁判所第一法廷第一部会はこの請求を退けた。

この事件では、オルデンブルク地裁において、アウトバーンにかけられた橋の上から、走行する車にあてるとついで路面に投げられた約六キロの丸太が、走行していた車にあたり、助手席の女性が死亡したことについて、丸太を投げた被告人が刑事責任を問われていた(被告人は、二〇一〇年、連邦通常裁判所で有罪・終身刑とされた)。この事件では、その車に四人の家族が乗っており、死亡した母親には七歳と九歳の子どもがおり、その子どもたちも事件発生時に車に同乗していたことから、全国的な注目が集まり、メディアも盛んにこの事件を報道していた。裁判長は、二〇〇七年一月から始まった公判について、開廷前・休廷中・閉廷後の法廷におけるテレビカメラ取材をプール方式により許可したが、被告人の容貌をモザイク処理等により隠して放送することを条件とし、もしこの命令に従わなかった場合には、今後の取材を認めないことをテレビ局側に伝えていた。

テレビ局は、本件の場合、容貌を隠さずに放送することによる被告人の人格権に対する侵害は、事件の重大性を考慮すれば甘受されなければならないこと、審理について映像で速報することは、事件の重大性や、同様の事件が繰り返されることに對する視聴者のおそれや、犠牲者とその家族への同情のために、大きな公共の関心事といえること、被告人は、審理が始まる前にメディアによって報道されており、捜査の段階で容貌がテレビで放送されているため、法廷からも容貌を隠さずに報道する利益が、被告人の一般的人格権保護の利益よりも優位すると主張した。しかし、第一法廷第一部会は、テレビ局の求めた仮命令について、容貌を隠さずに報道する利益と被告人の人格権保護を比較衡量した結果、被告人の容貌をモザイク処理により隠す必要があるという裁判長の判断を認めた。同決定は、「有罪が確定するまで、被告人には法治国原理から導出される無罪の推定が働き、それ

に応じた自制、少なくとも均衡のとれた報道が求められる。さらに、容貌が隠されずになされるメディアの報道によって生じる晒し者効果への配慮も必要である。その際、テレビ報道が、その音声と映像の強い印象や、テレビ報道の到達範囲がより広いことから、ラジオや印刷メディアによる報道よりもより強く人格権を侵害することもあると考えなければならぬ」と考えた。

その後、二〇〇九年四月三日の「急性アルコール中毒事件」⁽¹²⁾決定では、開廷前の被告人の撮影と、休廷中と閉廷後の法廷テレビカメラ取材を制限した裁判長の命令を覆す仮命令が下された。テレビ局は、被告人の容貌をモザイク処理等により隠して報道するという条件についても変更を求めたが、この主張は認められなかった。

この事件では、ベルリン地裁において、居酒屋の経営者が、少年らに酒飲み競争をさせたため一人の少年が意識を失い、一カ月後に死亡したことについての刑事責任を問われていた。この事件は、少年の急性アルコール中毒という社会問題をめぐる議論の中で全国的に注目されていた。この事件の裁判長は、開廷前の法廷におけるテレビカメラ取材をプール方式により許可したが、休廷中と閉廷後のテレビカメラ取材を認めなかった。なぜなら、その時間帯には多数の関係者が法廷とその周辺にすることが予想されたため、裁判長が、安全確保と審理の秩序維持のためにそのような制限を必要と考えたからである。裁判長はさらに、被告人と弁護人に、開廷前のテレビカメラ取材が終わってから、刑事被告人専用の階段を通じて入廷することを認めた。

法廷テレビカメラ取材を担当することになったテレビ局は、連邦憲法裁判所に憲法異議を申し立てるとともに、裁判長による取材制限を排除するための仮命令を求めた。テレビ局は、裁判長が、被告人と弁護人に、開廷前の法廷テレビカメラ取材の終了後、刑事被告人専用の階段から入廷を許したため、事実上、被告人と弁護人についての映像による報道を不可能にするが、そのような制限は、被告人と弁護人の人格権保護のためであっても正当化されないし、休廷中と閉廷後のテレビカメラ取材の禁止理由も十分なものではないと主張した。また、被告人

は犯行後、何度も取材に応じているため、容貌を隠すという条件も、青少年の過剰な飲酒に対する社会の高い関心に照らして正当化できないと主張した。

連邦憲法裁判所第一法廷第一部会は、テレビ局の求めた仮命令を部分的に認めた。休廷中と閉廷後のテレビカメラ取材を禁止した裁判長の命令は、憲法異議についての判断が出るまで、最長で六カ月間、失効となった。テレビ局のその他の主張は認められなかった。

その後も、メディアが注目する事件の裁判において、裁判長が開廷前・休廷中・閉廷後の法廷におけるテレビカメラ取材や写真カメラ取材を制限すると、連邦憲法裁判所においてその合憲性が争われている。問題とされた制限が、確立した判例に照らして過剰な制限であると判断された場合には、仮命令により裁判長の企図した取材制限は覆されている。⁽¹³⁾

三 開廷中の法廷テレビカメラ取材

1 GVG一六九条二文の合憲性をめぐる議論の経緯

連邦憲法裁判所が一九九四年決定により、開廷前・休廷中・閉廷後の法廷におけるテレビカメラ取材についての判断を下した後、法廷テレビ中継についての議論は、開廷中の法廷テレビカメラ取材を例外なく禁止しているGVG一六九条二文の合憲性へと焦点が移った。この禁止が、①法廷テレビ中継が裁判の結果に影響を与える余地のない判決の言渡しの日にも妥当していることや、②当事者の人格権保護をそれほど配慮する必要がない連邦憲法裁判所にも当時は妥当していたことについて、放送の自由に対する過剰な規制であるとの指摘があった。

このうち連邦憲法裁判所については、一九九八年の法改正まで、連邦憲法裁判所法一七条がGVG一六九条二

文を準用していた。ところが同裁判所は、そのような状況で、法廷テレビ中継を運用により一部緩和していた。ドイツでは一九八〇年代半ばに公共放送の独占体制から、公共放送と民間放送の併存体制に移行し、一九九〇年代に入ると公共放送と民間放送の間の競争が激しくなっていた。一九九三年四月、国防軍のNATO域外派兵が争われた、いわゆるAWACS事件⁽¹⁴⁾について連邦憲法裁判所の判決が言い渡される際、あらかじめ判決本文の言渡しについてはテレビ局の取材が許可されていたところ、民間のニュース専門テレビ局n-tv社（以下では、「n社」と略記）が、許可の対象ではなかったにもかかわらず、判決理由が読み上げられている様子を法廷外からガラス越しに密かに生中継するという事件が起きた。⁽¹⁵⁾連邦憲法裁判所の法廷の設計は、透明性のイメージを重視したデザインでガラス張りであるため、⁽¹⁶⁾n社は、法廷外からでも法廷内を撮影することができた。この事件が、GVG一六九条二文による禁止の緩和についての議論が高まるひとつのきっかけになったといわれている。

連邦憲法裁判所第二法廷は、この事件をきっかけとして、一九九三年五月から、前述したように、例外的に「口頭弁論における関係者の在廷確認まで」及び「判決主文言渡し」の時間帯には、開廷中の法廷テレビカメラ取材を認めるという方針を採用した。第一法廷も、同年一月から同じ方針を採用した。ただし、このような運用には法的根拠がなく、違法であるとの批判もあった。そこで、一九九八年、連邦憲法裁判所法が改正され、上記のような運用の根拠規定として一七a条が新設された。

2 連邦憲法裁判所第一法廷の二〇〇一年判決

n社は、一九九〇年代後半、開廷中の法廷でもテレビカメラ取材が許されるべきだと主張して、連邦憲法裁判所で争った。連邦憲法裁判所第一法廷は、二〇〇一年一月二四日の判決（以下では、「二〇〇一年判決」⁽¹⁷⁾）によって、GVG一六九条二文による開廷中のテレビカメラ取材の禁止を合憲と判断した。二〇〇一年判決は、法治国原理

と民主制原理が要求する「裁判の公開」の原則を法律によってどのように決めるかは、立法者の裁量に委ねられている問題であるとした。

この判決は、前述したn社が連邦憲法裁判所に申し立てた二つの憲法異議に対して下された。CNNやタイム・ワナーを株主として一九九二年一月にテレビ放送を開始したn社は、一九九五年、ベルリン地裁に係属していた、エゴン・クレンツをはじめとする六人の旧東ドイツ政治家たちの、東西ドイツ国境における逃亡市民殺害に対する刑事責任が争われたいわゆる「政治局事件」の公判を中継するために、テレビカメラによる撮影許可を申請した。しかし、裁判長は、開廷中のテレビカメラ取材を認めず、開廷前の写真と映像の撮影のみを許可した。n社は、これに対して憲法異議を申し立てるとともに、開廷中のテレビカメラ取材を認める仮命令の発給を求めたが、連邦憲法裁判所は一九九六年一月一日の決定¹⁸⁾でn社の仮命令についての請求を退けた。

その後、n社は、一九九九年四月二日に予定されていた連邦行政裁判所におけるいわゆる十字架事件の口頭弁論について、テレビカメラ取材の許可を申請した。しかし、裁判長は、口頭弁論のテレビカメラ取材を認めなかった。法廷テレビカメラ取材の許可は、開廷前・休廷中・閉廷後に限定された。この行政事件では、ある生徒の両親がバイエルン州で教室に設置されている磔刑像（キリスト像のついた十字架）の撤去を求めている。n社は、口頭弁論のテレビカメラ取材が認められなかったため、連邦憲法裁判所に憲法異議を申し立てるとともに、それを認める仮命令の発給を求めた。しかし、連邦憲法裁判所は、一九九九年四月一六日の決定でn社の仮命令についての請求を退けた。

n社は、直接には前述した二つの事件において開廷中の法廷テレビカメラ取材を認めなかった裁判長の命令の合憲性を憲法異議で争ったが、間接的にGVG一六九条二文及びそれを準用している行政裁判所法五五条の合憲性を争うことになった。

連邦憲法裁判所第一法廷は、二〇〇一年判決において、GVGに規定された裁判の公開の意義を明らかにしたうえで、GVG一六九条二項による開廷中の法廷テレビカメラ取材の禁止について、それが放送の自由という基本権に対する制限にはあたらないとした。そのうえで、GVG一六九条二文による開廷中の法廷テレビカメラ取材禁止それ自体と、それを貫徹するための裁判長の命令の合憲性について、まず、裁判長がGVG一六九条二文を遵守させるために法廷警察権に基づいて命令を下す場合、それは放送の自由の保護領域を制限しないこと、そしてGVG一六九条二文の禁止が例外なく妥当することを確認した。そのうえで、立法者が、法廷テレビカメラ取材と対立する利益に配慮してこれを禁止する際に、当該禁止に例外を設けることを憲法上義務づけられてはいないということを次のように説明した。

「裁判所構成法に含まれている口頭弁論公開の原則は法治国原理の構成部分である。この原則は、民主制における一般的な公開原理にも対応している。しかし、公開についての憲法原則は例外なく妥当するわけではない。公開は、憲法によって原則として要請されている場合にも、公共の福祉の説得力のある理由から全面的にまたは部分的に禁止される可能性もある」。「法治国及び民主制の憲法原則は、法律による詳細な具体化を必要としている。これは、裁判の公開の要件と方法についての規定にも妥当する。立法者は、裁判公開を内容形成する際に、その機能及び様々な利益を考慮しなければならない。……口頭弁論の公開は、手続的正義の保障に寄与すべきものである。事件経過についての情報は、この目的を追求する際のコントロールの要件である。法廷における審理の無制限の公開は、もちろん、重要な利益に對抗する。それは、手続の当事者の人格権、当事者の公平な手続を求める権利及び司法の機能性、とりわけ真実と法の円滑な発見である。裁判所構成法は、一般的な、または個々の事案において認められうる、公開原則の例外によって、対立する利益に配慮している」。

「公開の原則は、裁判所構成法において、審理の行われる空間における公開としてのみ規定されている。……テレビ

の台頭は、一九六〇年代、立法者に、GVG一六九条二文の追加により、明文で、公開を、いわゆる法廷の公開に限定させた。立法者は、審理の行われる空間で傍聴している者に公開を限定することを、憲法によって義務づけられていないが、しかしその権限を与えられている。このような限定的公開は、裁判手続の公衆によるコントロールという法治国の利益、ならびに民主制原理に礎着されている情報のアクセス可能性の原則を満足させる。「立法者は、人格保護及び手続の執行にとつての危険がさまざまであることを考慮して、個々の手続の種類及び手続の段階について、放送のための録音と録画を許可する必要はなかった。なるほど、撮影を、審理の開始時、または判決の言渡しに限定する場合、手続の執行に影響を与える危険は、たとえば、被告人または証人の尋問の場合とは異なる。……しかしながら、危険は、あらゆる種類の手続及び手続のすべての段階に存在している。……具体的な影響を予見し、放送のための録音と録画が、人格権を侵害せず、手続執行に影響を与えないための適切な、それぞれの手続のための措置を準備することは困難である。この困難さは、立法者に、裁判手続を包括的に、とくに放送のための録音と録画からの否定的な影響を受けないようにすることの契機となりうる。立法者は、とくに憲法によって、連邦憲法裁判所における手続のために連邦憲法裁判所法一七a条が採用した方法を、他の種類の裁判にも可能にすることを義務づけられていない。むしろ、立法者は、連邦憲法裁判所法一七a条の特別な規律を設ける際に、連邦憲法裁判所の憲法機関としての地位と、その他の裁判所との関係において典型的に存在している、憲法裁判所の手続の相違を考慮に入れ、それゆえ、もっぱら連邦憲法裁判所における手続のために、メディアによる公開の方向で、限定的に公開を認めることができた」。

「立法者は、個別の事案につき例外可能性を生み出すことを見合わせることできた。裁判手続の執行は、裁判所、とくに裁判長に重大な要求を課す。GVG一六九条二文の禁止の例外可能性は、それについての個別の判断を必要とし、それゆえ手続執行におけるさらなる負担を意味する。この判断は、場合によっては、まず手続の当事者の聴聞と、続いて撮影が当事者の行動に与える影響と、侵害の期待可能性についての困難な評価を必要とするであろう」。

この判決には、三人の裁判官（キューリンク、ホーマン＝デンハルト、ホフマン＝リーム）の反対意見が付された。

反対意見は、裁判の公開がメディアによる公開も意味するとしたうえで、法廷意見によって示された公開に対抗する利益によって、あらゆる種類の手続及び手続の段階についてメディアによる公開を例外なく禁止することまで正当化することはできないと考えた。ただし、反対意見は、法廷テレビカメラ取材の禁止を限定的に緩和する際に、立法者が、刑事手続と行政手続を区別することや、手続の開始時と判決の言渡しの際のテレビ撮影が法と真実の発見に影響を与えないことへの考慮も求めた。テレビ中継を認める手続の種類または手続の段階を決定する際には、立法者に判断の余地が残されていることも確認した。

3 二〇〇一年判決に対する反応

連邦憲法裁判所第一法廷は、前述の通り、二〇〇一年判決において、八人の裁判官の五対三で、GVG一六九条二文による法廷カメラテレビ取材の全面的禁止を、放送の自由に対する制限としてではなく、裁判公開のあり方についての法律による内容形成の問題であり、立法者が対抗利益を考慮して法廷カメラテレビ取材を全面的に禁止しても憲法上は許されると判断した。第一法廷の多数意見は、開廷中の法廷テレビカメラ取材の問題は、憲法裁判所においてではなく、立法者によって解決されるべきものだと考えたとみられている。連邦憲法裁判所の口頭弁論では、連邦政府がGVG一六九条二文による全面禁止を緩和する可能性に言及していた。それをもって、この判決をきっかけに、同規定の見直しによる規制緩和を求める声が高まり、数年内に慎重に公開が進むのではないかという指摘もなされた⁽²⁰⁾。

なお、学説には、この判決が、GVG一六九条二文による法廷テレビカメラ取材の全面的な禁止について、放送の自由に対する制限として合憲性を審査しなかったことに対する批判があった⁽²¹⁾。

四 二〇一七年の GVG 改正

1 二〇一七年改正の概要

二〇一一年判決の後、GVG 一六九条二文が開廷中の法廷テレビカメラ取材を全面的に禁止していることについての議論が続き、二〇一七年に GVG 改正に至った。⁽²²⁾ この間、一方では、インターネットの普及やヨーロッパ諸国の動向を背景として、報道関係者、政治家、研究者から規制緩和のための改正の提案がなされたが、他方では、法曹界、とりわけ裁判官の間で緩和に対する消極的な態度も根強かった。⁽²³⁾

二〇一七年改正の直接のきっかけとなったのは、二〇一三年、時代に適ったメディアによる裁判の公開のため、連邦と州の司法大臣からなる会議が、GVG 一六九条二文の禁止の緩和を求め、法改正を提案したことだった。この提案に基づいて、ワーキンググループが設置され、二〇一五年夏、最終報告書が提出された。これに基づいて、連邦司法・消費者保護省において GVG 改正案が作成された。⁽²⁴⁾ この法案は、二〇一六年八月三十一日の閣議決定を経て、連邦政府によって連邦参議院に送付された後、同年一〇月、連邦参議院の意見とそれに対する連邦政府の反論を添えて連邦議会に提出された。⁽²⁵⁾ 連邦議会では、同年一二月から二〇一七年にかけて法案が審議された。⁽²⁶⁾ 二〇一七年三月二十九日には裁判官や報道関係者等を招いて公聴会も開催された。連邦政府案は、わずかな修正の後、同年六月二二日に連邦議会で成立し、その後の手続を経て、GVG 一六九条等を改正する法律として同年一〇月一八日に公布された。

GVG 一六九条二文による開廷中の法廷テレビカメラ取材の全面的な禁止は、二〇〇七年改正により、限定的とはいえ緩和された。今回の GVG 一六九条の改正により、①法廷の音声を裁判所内の記者室に中継すること(二項に追加)、②ドイツにとって重要な現代史的意義のある手続の場合、学問的・歴史的 목적のために審理を録

音すること（二項を新設）、③連邦通常裁判所（カールスルーエ）と、それと同じレベルの連邦行政裁判所（ライプツィヒ）、連邦労働裁判所（エアフルト）、連邦社会裁判所（カッセル）、連邦財政裁判所（ミュンヘン）において、特別な事件に限るとはいえ、判決の言渡しを放送等の公表のため録音・録画すること（三項を新設）が可能になった。ただし、緩和された三つの可能性を認めるか否かは、裁判所の判断に委ねられている。GVG一六九条の改正に伴い、これまで連邦憲法裁判所に限り、連邦憲法裁判所法一七a条に基づいて、例外的に「口頭弁論における関係者の在廷確認まで」及び「判決主文言渡し」の時間帯には、開廷中の法廷テレビカメラ取材が認められてきたが、同条が改正され、上記①と②に相当する規定が追加された。

なお、GVG一六九条等を改正するための法律は、GVG一六九条と連邦憲法裁判所法一七a条に関連する改正部分は、公布の日（同年一〇月一八日）から六カ月後に、その他の部分は公布の日の翌日に施行される。また、経過規定によって、一六九条二項は、施行日にすでに係属している手続には適用されない。

二〇一七年改正のうち、①の法廷の音声の記者室への中継は、以前から連邦憲法裁判所では行われていたが、二〇一三年五月にミュンヘン上級地裁で始まった極右の国家社会主義地下組織の連続殺人事件（以下では、「NSU事件」）の公判がきっかけとなり、その他の裁判所においても同様の措置を講じることができるよう、法改正が必要だと考えられるようになった。NSU事件では、世間の関心が非常に高まっていたのにもかかわらず、記者席の数が五〇席に限られていたため、傍聴を希望する報道関係者への座席配分に注目が集まった。この事件では、移民系商店が銃撃され、八人のトルコ系ドイツ人と一人のギリシャ系ドイツ人が殺害されたため、ドイツだけでなく外国メディアも記者席の配分を求めているが、ミュンヘン上級地裁がくじ引きで記者席を配分した結果、トルコの報道機関には記者席が一席も配分されなかった。そこで、トルコのある新聞社が、連邦憲法裁判所に記者席配分の見直しを求めたところ、連邦憲法裁判所第一法廷第三部会は、同年四月一二日の決定により、ミュン

ヘン上級地裁の裁判長に対し、NSU事件の犠牲者に関係する外国の報道機関に適当な数の記者席を配分するように命じた。²⁸ このため記者席の配分がやり直されることになり、公判開始が五月に延期された。なお、②の重要な現代史的意義のある手続の場合、学問的・歴史的目的のために審理を録音することを可能にする法改正も、NSU事件がひとつの大きなきっかけとなった。

2 改正後のGVG一六九条の構成

二〇一七年改正により、まず、「裁判所における審理は、判決及び決定の言渡しを含めて公開される。公開での上演又はその内容の公表を目的とするテレビ・ラジオ放送のための録音・録画及びフィルムへの録音・録画は許されない」という現行のGVG一六九条の規定が第一項となり、以下の規定が同項第三文として追加された。

プレス、ラジオ、テレビ又はその他のメディアのために取材する者らが働く部屋への音声中継は、裁判所によって許可することが許される。この音声中継は、訴訟関係者若しくは第三者の保護に値する利益の擁護のため、又は、手続の秩序に適った進行の保護のため、部分的に制限することが許される。さらに、この部屋に中継される音声について、第二文が準用される。

次に、GVG一六九条に以下のように第二項から第四項が追加された。

第二項 判決及び決定の言渡しを含む審理の録音は、ドイツ連邦共和国にとって重要な現代史的意義を有する手続である場合、学問的・歴史的目的のために裁判所によって許可することが許される。訴訟関係者若しくは第三者の保護に

値する利益の擁護のため、又は、手続の秩序に適った進行の保護のため、録音は、部分的に制限することが許される。録音の文字起こし、編集、及び録音された手続又はその他の手続のための利用又は活用は許されない。録音は、裁判所によって、手続の終了後、連邦公文書法又は州公文書法に基づき、その録音に保存する価値があるかを確認しなければならぬ所管の連邦公文書館又は州公文書館に受け継ぎのために提供することができる。連邦公文書館又は州公文書館が、録音を受け取らない場合、裁判所は録音を消去しなければならない。

第三項 第一項第二文にかかわらず、裁判所は、連邦通常裁判所の判決の言渡しについて、特別な事件においては、公開での上演又はその内容の公表を目的とするテレビ・ラジオ放送のための録音・録画及びフィルムへの録音・録画を許すことができる。訴訟関係者又は第三者の保護に値する利益の擁護のため、及び、手続の秩序に適った進行の保護のため、録音・録画又はその中継は、部分的に制限又は条件を付けることが許される。

第四項 第一項から第三項の裁判所の決定に異議を申し立てることは許されない。

連邦政府は、第二項第一文について、ドイツにとって現代史的意義のある手続の録音だけでなくフィルム録画も許すことを提案していたが、連邦議会の審議によって修正され、録音に限られることになった。録音は裁判所によって行われる。また、同項第三文は、連邦政府案では単に「録音された手続又はその他の手続のために利用されてはならない」となっていたが、証拠として用いてはならないということを明確にするために、「活用される」(verwertet) という文言が追加され、「利用又は活用されてはならない」という規定となった。

判決言渡しの放送等のための録音・録画が連邦の裁判所に限られているのは、そこで言い渡される判決が社会に与える影響が大きいからである。「特別な事件」とは、例えば、現在プレスリリースが公表されている事件がそれにあたるとし、他の多数の事件にとっても重要な事件や、世間の注目を集めている事件であるとされている。

3 法改正の評価

二〇一七年改正のための連邦政府案による裁判のメディア公開の拡大について、報道関係者や研究者は規制緩和を好意的に受け止めながら、その程度が不十分であると評価したのに対し、法曹界では緩和し過ぎではないかと受け止められた。ある学説は、このことをもって、連邦政府案が、対立する利益を適切に調整し、その企図し通り、裁判の公開に「控えめな」改革をもたらしたよい証拠であると指摘している⁽³¹⁾。

新設された一六九条第四項によれば、同条第一項から第三項に基づく裁判所の決定については異議を唱えることはできない。連邦政府案は、これについて、異議申し立てを認めることにより審理が長引くことを避けるためだと説明しているが、報道機関が注目するような裁判は、多かれ少なかれ時間がかかるものであることを考えれば、裁判所の決定に対する迅速な異議申し立てを認めるべきではないかとの指摘がある⁽³²⁾。

第三項によって可能となった判決の言渡しの方廷テレビカメラ取材について、連邦政府案の理由書は、特別な事件においてそれを認めるか否かは、裁判所の裁量判断に委ねられており、その許可についての請求権は存在しないとしている。そして、裁判所は、特別な場合に法廷テレビカメラ取材を認めるという決定を下すのであって、それを認めない場合、それについて決定を下す必要はないとしている。

これに対し、学説には、裁判所が判決言渡しの方廷テレビカメラ取材を認めなかった場合には、これまで開廷前・休廷中・閉廷後の法廷テレビカメラ取材の制限について行われてきたように、報道機関は、連邦憲法裁判所に憲法異議を申し立てて争うことができるという指摘がある⁽³⁴⁾。それによると、連邦憲法裁判所は、前述した二〇〇一年判決において、旧一六九条二文による開廷中の法廷テレビカメラ取材の禁止を、放送の自由に対する制限ではないと判断したが、二〇一七年改正で裁判所の判断に委ねられた裁判のメディア公開については、裁判所が法廷テレビカメラ取材を認めなかった場合、放送の自由に対する制限となり、開廷前・休廷中・閉廷後の

法廷テレビカメラ取材について確立された判例を手がかりに、その制限の合憲性が連邦憲法裁判所によって審査されることになる、というのである。

現在、開廷前・休廷中・閉廷後の法廷テレビカメラ取材とその放送があたりまえのことになっているのは、テレビ局がそれを制限しようとする裁判長の判断と連邦憲法裁判所で何度も闘ってきた成果である。二〇一八年四月に施行されるGVG一六九条一項から三項による裁判のメディア公開の拡大は、五年後にその効果が見直されることになっている。⁽³⁵⁾二〇一七年改正によって生み出されたメディア公開の可能性を、裁判所がどのように運用していくのか、今後の行方が注目される。

五 おわりに

本稿では、二〇一七年のGVG一六九条の改正に至る、裁判テレビ中継をめぐるドイツの議論を概観したうえで、同規定がどのように改正されたのかを明らかにした。GVG一六九条二文による開廷中の法廷テレビカメラ取材の全面的な禁止は、二〇一七年改正により、限定的とはいえ緩和された。今回のGVG一六九条の改正により、①法廷の音声を裁判所内の記者室に中継すること（一項を追加）、②ドイツにとって重要な現代史的意義のある手続の場合、学問的・歴史的・歴史的な目的のために審理を録音すること（二項を新設）、③連邦通常裁判所と、それと同じレベルの連邦の裁判所において、特別な事件に限るとはいえ、判決の言渡しを放送等の公表のため録音・録画することが可能になった（三項を新設）。ただし、緩和された三つの可能性を認めるか否かは、裁判所の判断に委ねられている。GVG一六九条の改正に伴い、これまで連邦憲法裁判所に限り、連邦憲法裁判所法一七a条に基づいて、例外的に「口頭弁論における関係者の在廷確認まで」及び「判決主文言渡し」の時間帯には、開廷中の

法廷テレビカメラ取材が認められてきたが、同条が改正され、上記①と②に相当する規定が追加された。これらの改正は、二〇一八年四月に施行となる。

日本の場合、最高裁と日本新聞協会の間で取り決められた「法廷内カメラ取材の標準的な運用基準」(一九九一年一月一日)により、法廷テレビカメラ取材は制限されている。それによると、撮影は、裁判官の入廷開始時からとし、裁判官全員の着席後開廷宣告前の間の二分以内であり、刑事事件においては被告人の在廷しない状態で行われる。明らかに、ドイツと比べて厳しい制限が課されている。これに対し、開廷中の法廷テレビカメラ取材は日独ともに不可能であった、しかし、二〇一七年改正により、ドイツでは一部の裁判所の特別な事件とはいえ、判決言渡しの裁判テレビ中継が可能になった。ドイツのような規制緩和は難しいとしても、日本でも、前例にとらわれず、事件の社会的意義や世間の注目度、さらには訴訟関係者、とりわけ被告人の社会的地位やその影響力等を考慮して、何らかの規制緩和をすることができないか、裁判所及び報道機関のより積極的な取り組みに期待したい。

〔付記〕 本稿はJSPS科研費(15H03291)の研究成果の一部である。

(1) ドイツ連邦共和国基本法には、裁判の公開についての明文規定は存在しない。裁判の公開は、基本法の法治原理及び民主制原理にその根拠があると解釈されている。ただし、連邦法としてドイツにも直接に適用されるヨーロッパ人権条約六条が、公開の裁判を受ける権利を保障している。

(2) 連邦憲法裁判所は、「重大な不利益を防止するため、急迫する暴力を阻止するため、又は他の重大な理由により、公共の福祉のため緊急の必要がある場合には、仮命令により事態を暫定的に規律することができる」(連邦憲法裁判所法三二条一項)。工藤達朗ほか編著『ドイツの憲法裁判(第二版)』(中央大学出版部、二〇一三年)二一五頁以下

参照。

- (3) BVerfGE 103, 44. この判決について、鈴木秀美「法廷テレビカメラ取材と裁判の公開——ドイツ連邦憲法裁判所二〇〇一年一月二四日判決を中心に」村上武則ほか編著『法治国家の展開と現代的構成』高田敏先生古稀記念論集（法律文化社、二〇〇七年）二四八頁以下参照。
- (4) BVerfGE 87, 334.
- (5) ホーネッカーは、一九九二年二月にベルリン地裁に出廷した。しかし、翌年一月、ホーネッカーの刑事裁判は病気を理由に中止された。ホーネッカーは、その直後に釈放され、娘の住むチリに出国し、一九九四年にチリにて死亡した。
- (6) BVerfGE 91, 125. この判決について詳しくは、鈴木秀美『放送の自由〔増補第二版〕』（信山社、二〇一七年）一〇四頁以下、宮地基「法廷におけるテレビ撮影と放送の自由」自治研究七二巻五号（一九九六年）一一五頁以下、ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅱ（第二版）』（信山社、二〇〇六年）一五〇頁以下（「宮地基」参照）。
- (7) BVerfGE 119, 309. この決定について詳しくは、鈴木秀美「法廷警察権に基づく法廷テレビカメラ取材制限が違憲とされた事例——二〇〇七年二月一九日ドイツ連邦憲法裁判所第一法廷決定」阪大法學六〇巻六号（二〇一一年）一三五頁以下参照。
- (8) BVerfGE 10, 435.
- (9) BVerfGE 119, 309.
- (10) 部会は、法廷の過重負担を解消するために設けられた。部会は、連邦憲法裁判所法九三c条に基づき、憲法異議の審査にとって基準となる憲法問題が連邦憲法裁判所によりすでに裁判されている場合、憲法異議が明らかに理由のあるとき、憲法異議を認容することができる。部会決定は、法廷の裁判と同一の効力をもつ。部会の憲法解釈は法廷の先例に依拠しなければならず、新しい憲法問題について憲法解釈を示す権限はない。しかし実際には、それを行っており、現実には部会が連邦憲法裁判所の中心機関となっている。工藤ほか・前掲注（2）一二五頁以下参照。
- (11) BVerfG, Beschluss der 1. Kammer des Ersten Senats v. 27. 22. 2008 (1 BvQ 46/08), NJW 2009, 350.
- (12) BVerfG, Beschluss der 1. Kammer des Ersten Senats v. 3. 4. 2009 (1 BvR 654/09), NJW 2009, 2117.

- (13) 例えば、フリーのテレビ記者が勝訴した二〇一二年の部会決定や、新聞社が写真カメラ取材の制限を争い、一部勝訴した二〇一四年の部会決定と二〇一六年の部会決定がある。BVerfG, Beschluss der 1. Kammer des Ersten Senats v. 30. 3. 2012 (1 BvR 711/12), BVerfG, Beschluss der 3. Kammer des Ersten Senats v. 31. 7. 2014 (1 BvR 1858/14); BVerfG, Beschluss der 3. Kammer des Ersten Senats v. 9. 9. 2016 (1 BvR 2022/16).
- (14) BVerfGE 88, 173. の判決に「*„ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例〔第二版〕』(信山社、二〇〇三年) 五二七頁以下〔水島朝穂〕参照。*
- (15) 鈴木・前掲注 (3) 二三八頁参照。
- (16) Vgl. *Falk Jaeger* (Hrsg.), *Transparenz und Würde: Das Bundesverfassungsgericht und seine Architektur*, 2014.
- (17) BVerfGE 103, 44. の判決について、鈴木秀美「裁判所構成法による法廷テレビカメラ取材禁止の合憲性」自治研究七八巻五号 (二〇〇二年) 一二四頁以下、鈴木・前掲注 (3) 二二九頁以下、ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例 Ⅲ』(信山社、二〇〇八年) 一七七頁以下〔鈴木秀美〕参照。
- (18) BVerfG, NJW 1996, 581.
- (19) この事件では、ある生徒の両親がバイエルン州で教室に設置されている磔刑像(キリスト像のついた十字架)の撤去を求めていた。同州では、教室に磔刑像を設置することを義務づけた州国民学校規則が違憲とされた連邦憲法裁判所の一九九五年判決(BVerfGE 93, 1)を受けて、国民学校の教室への磔刑像設置を義務づける新しい法律が制定された。ただし、磔刑像設置が生徒の信仰または世界観に反する場合のために調停手続が設けられ、調停が不調に終わった場合の解決は校長の判断に委ねられた。この事件では、州法に基づいて下された校長の判断が争われていた。一九九五年判決について、ドイツ憲法判例研究会・前掲注 (6) 一一五頁以下〔石村修〕参照。
- (20) *Jürgen Gündisch*, *Fernsehaufnahmen von Gerichtsverhandlungen*, NVwZ 2001, 1005.
- (21) この批判について詳しくは、鈴木・前掲注 (3) 二四八頁以下参照。
- (22) GVG 一六九条の二〇一七年改正に「*„Loubal/Hofmann*, Erweiterung der Medienöffentlichkeit im Gerichtssälen: (keine gute Idee? Eine erste Bewertung des aktuellen Gesetzentwurfs, MMIR 2016, 669 ff.; *Christian von Coelln*, Mehr Medienöffentlichkeit vor Gericht? Zum Entwurf eines Gesetzes über die Erweiterung der

- Medienöffentlichkeit in Gerichtsverfahren (EMöGG), AfP 2016, 491 ff.; *Brenzen/Brütigam*, Chance statt Risiko: das Gesetz zur Erweiterung der Medienöffentlichkeit in Gerichtsverfahren, K&R 2017, 555 ff.; *Thomas Hoeren*, Medienöffentlichkeit im Gericht – die Änderungen des GVG, NJW 2017, 3339 ff.; BeckOK StPO/Angelika Walther, 28. Ed. 1. 7. 2017, GVG § 169, Rn. 18 ff.
- (23) *Loubal/Hofmann*, aa.O. (Anm. 22), 670; *Walther*, aa.O. (Anm. 22), Rdnr. 18.
- (24) 基本法七六条二項によれば、連邦政府の法律案は先に連邦参議院に送付される。連邦参議院には、六週間以内にこの法律案に対する態度決定をする権限がある。
- (25) BT-Drucksache 18/10144.
- (26) 連邦議会が加えた修正については、二〇一七年五月三十一日付の司法・消費者保護委員会の最終勧告及び報告 (BT-Drucksache 18/12591) 参照。
- (27) Gesetz v. 8. 10. 2017, BGBl I 2017, S. 3546.
- (28) BVerfG, Beschluss der 3. Kammer des Ersten Senats v. 12. 4. 2013 (1 BvR 990/13).
- (29) 例として、*Brenzen/Brütigam*, aa.O. (Anm. 22); *von Coelln*, aa.O. (Anm. 22).
- (30) *Hoeren*, aa.O. (Anm. 22), 3340 ff.; 判決言渡しの法廷テレビカメラ取材は、その判断が裁判所に委ねられていることから、これは認められないう結果になるだろうと指摘している。
- (31) *von Coelln*, aa.O. (Anm. 22), 495.
- (32) *Loubal/Hofmann*, aa.O. (Anm. 22), 672.
- (33) BT-Drucksache 18/10144, S. 29.
- (34) *von Coelln*, aa.O. (Anm. 22), 494. それに対し、連邦政府案の理由書は、憲法異議の可能性には言及しておらず、判決言渡しの法廷テレビカメラ取材を認めるか否かの裁判所による裁量判断にあたって、連邦憲法裁判所の判例を手がかりにしなければならなうと指摘している。BT-Drucksache 18/10144, S. 29.
- (35) BT-Drucksache 18/10144, S. 26.